

# 陳 情 書 綴

(陳情第 1 号～第 21 号)

平成 29 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会



# 目 次

陳情第	1号	地球社会建設について……………	1
陳情第	2号	慰安婦問題について……………	7
陳情第	3号	最低賃金の引き上げ等について……………	9
陳情第	4号	公契約法の制定について……………	11
陳情第	5号	雇用対策について……………	13
陳情第	6号	福祉施策について……………	15
陳情第	7号	辺野古新基地建設について……………	17
陳情第	8号	消費税の増税について……………	19
陳情第	9号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項……………	21
陳情第	10号	個人番号の記載についてのうち第1項……………	27

## (議会運営委員会)

陳情第	9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第	11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	31

## (総務財政委員会)

陳情第	9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第	10号	個人番号の記載についてのうち本委員会所管分……………	27
陳情第	11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	31
陳情第	12号	堺市議会喫煙所について……………	37
陳情第	13号	個人番号の記載について……………	39
陳情第	14号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	43

## (市民人権委員会)

陳情第	9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第	11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	31
陳情第	14号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	43
陳情第	15号	障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分……………	47

## (健康福祉委員会)

陳情第	9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第	11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	31

陳情第 14号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第 15号	障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分	47
陳情第 16号	視覚障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分	49

(産業環境委員会)

陳情第 9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第 11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	31
陳情第 14号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第 17号	木材の利用促進についてのうち本委員会所管分	51

(建設委員会)

陳情第 9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第 11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	31
陳情第 14号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第 16号	視覚障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分	49
陳情第 17号	木材の利用促進についてのうち本委員会所管分	51
陳情第 18号	交通施策について	53
陳情第 19号	近畿大学医学部堺病院について	59

(文教委員会)

陳情第 9号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	21
陳情第 11号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	31
陳情第 14号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	43
陳情第 20号	放課後施策について	61
陳情第 21号	放課後施策について	65

## 地球社会建設について

陳情者 横浜市中区  
荒木 實

「地球を守る社会体制創り」の為の陳情書

### 陳情の内容

沖縄の美しい海の下で、サンゴ礁が白化しています。軍拡と温暖化で人類は死地に入りました。軍拡と温暖化の進行を止められない限り、人類・地球全生命は、サンゴ礁と同じ運命を辿ります。「殺せる力・支配出来る力があれば、空間・物質・人間をも、自分のものに出来る」。現状の社会体制を構築している思いです。「世界はみんなのものだ」と考えられるようになれば、現状の闘争社会体制から、地球を守る助け合い社会体制に変われます。サンゴは声を出せませんが、人間は出せます。

この陳情は、地球を守る社会体制へ移行する為の方向付けになる重要な陳情です。

### 人類の戦争放棄宣言 地球社会建設決議草案（戦争のない世界実現への基本原則）

- 1) 全ての人間が、地球で共同生活をしている地球市民である。地球市民は、地球の尊さ、人間の尊厳の尊さ、地球世界の美しさ、人間の美しさを知る者である。
- 2) 地球社会の安全と繁栄に努力する事が、地球市民の基本的義務であり、責任である。
- 3) 地球社会の目的・目標は、地球全生命と共に、全ての人間の人生を守る事にある。その為、教育・雇用・生活を保障する社会技術の開発に努めねばならない。この規定は、人類の戦争放棄を意味し、国家の戦争行為、戦争準備行為の権利がない事を宣言するものである。地球市民を暴力から守る「守り人の組織」は、地球社会で一元化されるものである。
- 4) 人道・人権は地球社会の基本法である。独裁は如何なる形態でも許されない。地球社会は、民主主義が機能する社会格で構築されるものである。行き過ぎた生存競争は、人間の醜悪な心を導き出し、強大な力を求めさせ、この基本法に反する事になる事を知らねばならない。
- 5) 陸・海・空の空間、石油他の資源、先人の遺産は、現存する地球市民全員の共有である。地

地球市民の生活空間は、貸借関係保障によるものであり、多大な占有はあり得ない。地球社会で領土問題はあり得ない。

6) 考える事さえ出来ない時間、そして考えられない偶然の積み重ねで、生命が守られる地球環境がある。この地球環境の保全こそ、全てに優先されるべきである。自然の整然化。国家、集団、個人の利益の計算を超えた巨大で絶対的利益である。地球を守る人間社会体制の創造は、全市民が参加すれば出来る事である。人間にはその力がある、と確信するものである。

「地球を守る社会体制創り」。核廃絶の真の意味です。

この陳情は、人類・地球の全生命が生存していく為の社会体制創りの方向付けの為です。

宇宙船地球号を守る社会体制創り。

軍事的爆発の可能性を失くす体制。地球の健康を絶対保全する体制。全ての人間の人生保障。このような社会体制創り。現実的に無理だ、と考えるのは当然でしょう。

しかしです。しかしです。このような社会体制を創らねば、全生命が、全人間が消滅するしかない。と、なれば、創らざるを得ないのではないのでしょうか。

地球で生きている人間全員で、この社会体制を創るしか生存の道はありません。全員という意味、解るでしょうか。全ての人間が、個々の利益を超えて、地球を守る為に全員で協力する、助け合う。という意味です。

核廃絶の真の意味は、ここにあります。地球社会を建設する道しかありません。

方向づけは時間がかかりません。驚異的な中国の経済成長。晩年の鄧小平さんの方向付けがもたらした現象です。市民が、個人でも、集団でも、大小・立場・貧富・民族・肌・宗教を問わず、与えられた場所・立場・人格・知性で、「地球を守る社会体制創造」に努力する生き方しかありません。

サンゴ礁のお話。沖縄のエメラルドグリーンの海。その美しさの下を観察した時、唾然とするのみです。サンゴ礁が白化し、ほぼ全滅しています。温暖化による海水温度の上昇がもたらしたサンゴ礁の白化です。サンゴは生命体です。温度の上昇により、苦痛を伴いながらの死滅だったのでしょか。サンゴは声を出せない生物です。その運命から逃れる事は不可能でした。現時点、人間達・全生命がサンゴと同じ運命に曝されています。

人間は考える事も移動する事も声を出す事も出来る生物種です。しかし、地球から移動する事は出来ません。また、70年余り、核廃絶を願いながら核拡散が進行しています。すでに、人間達は、軍拡と温暖化で死地に入り、その死地から脱却する事が出来ていません。

軍拡と温暖化は、現在の社会体制が、時間をかけて進行させてきました。サンゴ礁を白化させた海水の温度上昇もゆっくりと進行してきたのでしょうか。現在の社会体制。国家が乱立し、それぞれが主権を守る為に軍拡に励む。富を求めての競争社会体制。経済成長を求めさせ、格差社会に導

き、社会を分断。宗教・共産主義、社会技術のない暴力支配社会体制。この社会体制が、軍拡・温暖化・市民虐待を進行させています。社会体制を変えられなければ、その結果を受け入れるしかない、という事です。人類はサンゴ礁と同じ運命を辿りつつある。という進行形が、現時点、人間世界の現実です。

解りました。核廃絶が叫ばれて70年余り、進展どころか核拡散が進行する理由が。当然でした。核廃絶は、世界の社会体制が変わらない限り不可能です。歴史的に社会体制が変わる現象はありました。革命であり、必ず、非惨な流血が伴う現象でした。世界の社会体制を変える。世界革命です。世界革命を発想出来る人間はいるのでしょうか。いる筈がありません。世界革命です。夢見る事さえあり得ないでしょう。外交・国益・経済競争。

現在の社会体制・国際社会の中で、核廃絶の道を考察しても答えはあり得ません。オバマさんは、核廃絶を真剣に考え、努力し、実現させ得る最高の立場、アメリカ大統領になりましたが、出来ませんでした。現在の社会体制では不可能な事だからです。地球を守る社会体制。世界が一体になって、地球を守る体制を創るしか、手段はないからです。

オバマさんと私のアプローチは違います。終戦直後に育った私は、絶対的な戦争恐怖感・嫌悪感を動機として、核廃絶への道を考え始めました。40年ほど前、ローマクラブが「成長を止めよう」と、世界に警告を発しました。私の中で、核廃絶と環境保全は一体になりました。地球社会建設へ思考が到達したのは、「地球を守る為には」という思いが導いてくれた必然です。以来、現状の世界を観察しつつ、地球を守る世界を模索してきました。

現時点の社会体制。人間が構築した社会体制。この社会体制からの脱却は、100人が100人、「現実的に無理」という結論を下しています。私の行動への明確な回答です。今の社会体制からの移動は出来ない。この回答が、人間と全生命がサンゴと同じ運命に曝されている現実を証明しています。サンゴ礁の運命を甘受するのですか。と伝えるしかありません。未来への移動。出来る事です。闘争社会から助け合い社会へ。出来る事です。

今の社会体制。歴史的に形の変遷はありますが、この社会体制を構築させてきた基盤は同一です。序列・秩序がなければ、社会を構成する事は出来ません。この構成は、人々の納得があって出来る事です。人間の納得は、感情・好悪・思考・エゴなど、なかなか困難です。力は、この納得を無理やり・強引にさせる力を持っています。力こそ秩序の源です。

力による序列・秩序維持です。人間は、個人・集団の大小を問わず、人間関係を支配・隷従関係に向かわされます。競争・闘争・弱肉強食。決着は、力です。力の強弱が支配・隷従関係、富・貧困を決定します。人間が支配力を求め、力の強化に努力するのは、人間の生き方そのものです。その生き方が、軍事の凄まじい発達・発展を促進し、人類そのものを自滅させようとしているのです。人間に宿っている本性であり、この本性からの脱却はほとんど困難でしょう。「現実的に無理」と考えるのは当然でしょう。

競争・闘争・弱肉強食。現在の人間社会体制の根っ子です。「自然は残酷だ。よって、我々が残酷なのは当然だ」。ヒトラーの言葉です。人間の錯覚です。空間・物質・支配力等を占有出来ると錯覚しています。この錯覚が人間をエゴ・強欲にし、戦わせています。

世界はみんなのものだ。と気が付けば助け合い社会になります。自然界の弱肉強食を観察し、考えて下さい。全ての生物種の永遠の生命の流れ、繋がりを保障する偉大さの証明です。地球だけに備わった「生命の循環の生理」です。

目先の闘争に勝つ事に専念してしまう人間の小ささ。宇宙の中での地球・自然の循環・永遠の時の流れが見えてきません。その為に、軍拡・温暖化を止められない社会体制のまま、時が過ぎていきます。サンゴが、海水の温度上昇に死滅させられるように、人間も今の社会体制の中で自滅するしかないのでしょうか。結局、力の序列を社会の根源にする事は、核兵器・軍拡・戦争への道を容認・追認している事です。北朝鮮の核保有・中国の尖閣諸島への軍事圧力・ロシアの北方四島へのミサイル配備。今の社会体制、力の序列に従っている皆様方がさせている事です。国・県・市・町・村。権限の大小。議会の大小。日本の社会序列の一つです。言うまでもない事です。メディアの世界も序列があります。世界中の市民が、それぞれの序列の中で、毎日、忙しく過ごしているのです。サンゴ礁と同様に、滅びへと時が流れているのです。地球社会建設。私の提議は「現実的に無理」でしょうか。地球社会建設。序列に縛られなければ、誰でも、どのような集団でも叫ぶ事が出来ます。「生きるんだ」という思いを持っている者の当然の権利だからです。

地球を守る社会体制創り。人間は地球以外の空間・場所での生存は不可能です。この事実は絶対です。地球は尊く偉大な生命体です。しかし、繊細で限界があります。サンゴ礁がこの事実を明らかにしています。現在の社会体制を支え、恩恵を獲得している強大な権力・強大な資金力を有している人間でも、この事実を否定出来ません。人間が、人々が、この事実を確認する時、「地球を守る社会体制創り」への努力を納得するでしょう。その努力が、どれほど、自分自身のエゴに合わなくとも、です。どのような権力でも、地球社会建設を否定すれば、その権力は消滅します。権力を支えてきたあらゆる人々の心を失うからです。どれほどの富・空間・物質を支配してしようと、「必ず死ぬ事」を指摘してやれば、執着から解放されるでしょう。それより、この美しい地球、素晴らしい自然の永遠を守る為の努力を、率先して行うようになるでしょう。

重要な事は、その方向付けが為される事です。この陳情は、地球社会建設決議は、地球を守る社会体制創造への方向付けを促す陳情です。現在の社会体制の序列は関係ありません。個人でも、村でも、親睦団体でも「地球を守る」為に声を出せば、現状の非道悲惨な現象を失くしながら、世界革命に繋がるのです。

人間は文字を蓄積し、駆使し、月面着陸を可能にした実績等、「現実的に無理」と考えられる事を実現してきた生物です。「地球を守る社会体制を創らねばならない」。この声が拡がり、この思いが世界に浸透すれば、必ずや、「地球を守る社会体制」「地球社会建設」を実現するでしょう。



人間は素晴らしい生物です。人間です。出来る筈です。

美しい地球。豊かな地球。生命を守ってくれる地球。この地球を守る為に、全ての人間が努力する事は可能です。地球を守る社会体制を、必ず、創るでしょう。人間ですもの。

「地球を守る社会体制」のグランドデザインを考えています。説明を求められれば、お話したい、と思っています。

受理年月日 平成 28 年 12 月 20 日



## 慰安婦問題について

陳 情 者 大阪狭山市  
平野博義

慰安婦像（少女像）設置の絶対反対・拒否の決議と政府に対し、意見書提出を求める「陳情書」

### 陳情の内容

我が国の領土「竹島」（韓国では、「独島」と呼び、不法占拠を続けている）に、慰安婦像（少女像）を設置する計画が報道されており、「堺市議会」としても、慰安婦像の設置に対して、断固として「拒否の声明を決議し、公表し、国に「意見書」を提出して下さい。2015年12月「日韓合意」されているのです。

日韓の歴史問題の最大の棘とされている慰安婦問題に関して、一昨年、韓国政府が元慰安婦支援の為設立した「和解・癒し財団」に日本政府が、10億円拠出し、元慰安婦には、約1千万円、遺族には約2百万円が支給されました。両国がこの問題について、最終的かつ不可逆的に解決すると、「日韓合意」されました。

然るに、2011年12月14日設立された、ソウルの日本大使館前の慰安婦像問題。さらに、昨年末、釜山の日本総領事館前慰安婦像設置をめぐり、大使、総領事の一時帰国発展、年を越しても、解決のめどは立っていません。

現在、慰安婦像は、韓国を中心に、50体以上設置され、週刊誌によれば、外国も含め、80体設置目標とされています。

また、京畿道議会のチョン・ギョル議長らは、竹島に12月設置の為、本体300万円、離島設置費用約380万円を目標とする「募金活動」を開始しました。

慰安婦像を設置している市民団体は「キヨレハナ」です。

キヨレは、統一・同胞の意味で、ハナは、一つの、の意味。北朝鮮の支援団体で、南北統一をめざす団体、本部は釜山にあります。

韓国外務省報道官が、竹島（独島）に設置計画は、外交上好ましくないと、発言した位は、無視です。地方議員（公務員）が、募金を開始しました。市民団体ではありません。竹島は、領土問題

で、慰安婦には何ら関係有りません。

1月25日には、南東部慶尚北道行政區長、金寬容（キム・クワンヨン）知事が、竹島にヘリコプターで上陸。守備兵と昼食、国歌斉唱しました。

朴大統領は、職務停止以来、初めてメディアに会見しましたが、友人の国政介入は無かった、サムスン電子と贈賄無いと、保身・延命に注力し、国政停滞放置です。「弾劾」棄却の為、大量の証人申請をして延命をはかっているそうです。現段階では、4月辞任、6月大統領選挙か、とみられています。日本敵視の大統領の誕生です。

懸案の釜山総領事館前の慰安婦像は、撤去どころか、官民で「条例を制定」するそうです。防犯カメラ・安全フェンスを設置、朴釜山東区庁が、「公共構造物条令」を制定。歴史文化拠点にすると決定。民間の市民団体「少女像建立推進委員会」が管理と決定しました。報道によれば、中学校の教科書に、大使館前の慰安婦像の解説を強化、竹島は、韓国固有の領土と記載、改正しました。

大統領代行、黄教案（ファン・ギョアン）首相は、慰安婦像は、民間の団体がやっていることで、政府は関知しないと言い切っている。大使・総領事を帰任させるめどはたっていません。李明博大統領が、竹島上陸抗議でさえ、12日間の、一時帰国でした。

韓国の次期大統領選は、「反日」「日本叩き」の文在寅（ムン・ジェイン）63歳が、当確です。（6月か？）弁護士出身で、ノムヒョン大統領の秘書官を経て、国会議員になると、竹島に上陸、一泊しました。慰安婦問題の今回の「日韓合意」は、反対でした。厄介な大統領になりましょう。親米派でも有りません。「日韓合意」は、なんと「破棄」と公言です。「再交渉」とも言っていて、慰安婦像の容認と、拠出金の更なる要求でしょう。

私達は、看過できません。国民が声を上げるべきです。日本の「和の心」は、通じません。

政府に国民としての意思を伝えるべきです。速やかにお願い申し上げます。

受理年月日 平成29年2月8日

## 最低賃金の引き上げ等について

陳情者 堺市堺区

大阪労連堺労働組合総連合

議長 山道 崇之

「地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」

採択のお願い

### 陳情の内容

消費税増税とアベノミクスによる物価上昇が生活を直撃し、消費支出を減少させ、地域経済をさらに疲弊させる要因となっています。雇用も、不安定な非正規労働者が2,000万人を超え、4人に1人が200万円以下のワーキング・プアとなっています。その影響は、自立も出産もできない人を増やし、少子化をますます進行させ、雇用も技術の継承、人材そのものを奪い、地域経済の基盤を揺るがせています。

今の最低賃金は、最も高い東京で時給932円、大阪では883円、最も低い地方は714円です。フルタイムで働いても月10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。大阪では、昨年883円に引き上がったことにより、府下25万3千人に影響しています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが絶対に必要です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向は強くなっています。最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。

中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通です。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。日本でも、中小企業負担を軽減するための直接支援など中小企業への支援策を拡充し、最低賃金を引き上げる必要があります。

この間政府は地域経済再生のために賃金引き上げについても言及し、6月に閣議決定した「一億総活躍プラン」の中で「最低賃金を年率3%程度引き上げる」とし、時給1,000円をめざしていま

す。一方 2010 年には「出来る限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円をめざす」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しており、最低賃金時給 1,000 円、はもはや国民全体の要求となっています。

最低賃金法第 9 条は、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」としています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましても、国に対して意見書を提出するようお願いいたします。

受理年月日 平成 29 年 2 月 10 日

## 公契約法の制定について

陳情者 堺市堺区  
大阪労連堺労働組合総連合  
議長 山道崇之

公契約法実現の国への意見書採択を求めるお願い

### 陳情の内容

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させています。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されています。近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねません。

低額発注や重層下請の低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招きます。埼玉県ふじみ野市（2006年）と大阪府泉南市（2011年）で起きたプールでの児童の死亡事件は、低額発注と管理・運営の丸投げで、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されませんでした。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生しています。

事態打開のため、国土交通省は、2013年3月から2016年にかけて公共工事設計労務単価を平均で34.7%引きあげ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請しました。しかし、現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていません。発注額が改善されても、元請企業や中間業者に「中抜き」され、現場の労働者に届いていません。

こうしたことから、いま、「公契約条例」の制定が各地に広がっています。発注額と労働者の賃金の適正化により、事業の質、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものです。

政府はTPPへの参加をすすめ、その交渉分野には政府・自治体の公共調達も含まれています。外資系企業が入札に参入する中で、ダンピング競争は激化し、安価な労賃で働く外国人労働者が席卷することは明らかです。公共工事や業務委託事業が低賃金労働者の温床となつては、地域経済を

活性化させることはできません。しかしながら、公契約に関わる国の動向を注視するという自治体が圧倒的多数です。

よって、貴議会が「公契約法」制定での国への意見書採択を行うようお願いするものです。

受理年月日 平成 29 年 2 月 10 日



## 雇用対策について

陳情者 堺市堺区

大阪労連堺労働組合総連合

議長 山道 崇之

「高度プロフェッショナル制度」・「解雇の金銭解決制度」に対し、  
労働者保護の立場に立った慎重論議を求める国への意見書採択のお願い

### 陳情の内容

安倍政権は「一億総活躍社会」として、雇用改革の名のもとに、労働時間と賃金を切り離す「高度プロフェッショナル制度」法案と合わせて、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の要件緩和で、対象労働者を大幅に拡大する内容の法案を国会に上程し、労働者の使い捨てを助長する「解雇の金銭解決制度」の検討をすすめています。労働者の権利を根底から覆す大改悪で、安定を求める労働者の願いに逆行するものです。

厚生労働省は「過労死ライン」の80時間を超える企業は22.7%、従業員1,000人以上の企業の場合56.9%になると2016年5月に発表しました。5社に1社の割合で死の危険がある「過労死ライン」の80時間を超える残業をさせている実態があり、従業員1,000人を超える大企業では命の搾取が広がっていると言わざるを得ません。その結果として、2014年度厚生労働省調査による「過労自殺」は、認定件数だけでも過去最高の99人「過労死」の認定件数は121人となっています。

雇用環境の規制緩和は、一時的に企業の利益をもたらすことがあるとしても、労働者の賃金が減少し、長期的には社会負担を累増させることから、健全で持続可能な地域社会づくりにつながるものではありません。

いま求められているのは、仕事と生活の両立を保障する労働時間の上限規制の実現など労働時間の短縮で、労働者が安心して働き、定住できる地域社会の構築こそ、地方自治体の繁栄につながる道です。

つきましては、すべての労働者に働き続けられる安定した雇用を保障すること、労働時間を短縮し、過労死のない人間らしい労働と生活を実現することを強く求めます。

労働法制・雇用改革に対し、労働者保護の立場に立って慎重論議を進めるよう、貴市議会より政府及び国会に意見書を上げていただくことを要望します。

受理年月日 平成 29 年 2 月 10 日

## 福祉施策について

陳情者 堺市東区

全国福祉保育労働組合大阪地方本部

堺支部執行委員長 奥田竹子

福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現に向けて国に対して意見書提出を求める陳情書

### 陳情の内容

子ども、高齢者、障害者を支える福祉職場では、職員が定着せず、募集をしても必要な人材が確保できなくなってきました。保育所や特別養護老人ホームに入れない待機児、待機者の解消が求められているにもかかわらず、職員が集まらず、定員数の子どもや高齢者を受け入れられない施設も出てきています。

福祉職場の職員の平均賃金は、全産業に比べて約10万円低い水準です。人手が足りないことから休憩・休暇が取りづらく、時間外に行わざるを得ない事務作業や持ち帰り残業などの不払い労働が蔓延しています。国の制度にもとづく社会福祉事業でこのような危機的事態が広がっていることは大きな矛盾で一刻も早い改善が必要です。

改善を求める声を受けて政府は2017年度に処遇改善を行うとしています。しかし、保育所等に新たな役職を設定する処遇改善策では役職者への手当等に限定されてしまう可能性があります。また、高齢者介護・障害福祉の事業所の職員に対する月額1万円の引き上げも、定期昇給を改善に含めて良いとするほか、看護師や調理職員などの介護職以外の職員を算定から外しています。一定の改善ではあるものの、いずれも全産業平均との賃金格差の解消にはほど遠い状況です。さらに職員の増員にかかわる施策が含まれていないことは過酷な現場実態を踏まえれば極めて不十分です。

いのちと生活を守る福祉労働には継続性と専門性が求められます。希望を持って働き続けられる賃金・労働条件の実現は、利用者・住民の福祉の向上と表裏一体の課題です。国庫負担を抜本的に増やし、国の責任で職員の大幅な増員と賃金の引き上げが実現できるよう、貴議会として国に対して意見書を提出していただきますよう以下陳情いたします。

<陳情事項>

1. 福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善し、完全週休2日制の実施や法律で定められた休憩・休暇の取得ができるように職員を大幅に増やすこと。
2. 人件費財源を大幅に増額し、全産業との月額10万円の賃金格差を解消すること。

受理年月日 平成29年2月13日

## 辺野古新基地建設について

陳 情 者 堺市北区  
豆 多 敏 紀  
堺市堺区  
松 永 直 子  
堺市堺区  
山 中 紀代子  
堺市堺区  
大 住 純 一  
堺市西区  
竹 林 隆  
堺市西区  
菅 平 和  
堺市南区  
塚 本 美津子  
堺市南区  
土 井 武 文  
堺市東区  
河 野 通 威  
堺市北区  
井 前 弘 幸  
堺市北区  
當 内 健 利  
堺市北区  
若 宮 八十英  
堺市中区  
大 町 英 三  
堺市中区

辺野古新基地建設反対の沖縄の強い民意を無視するだけでなく、取り返しのつかない大々的な自然破壊である名護市辺野古沖の海上での本体工事を即時停止し、沖縄県との協議に速やかに応じることを政府に求める旨の意見書の提出を求めることに関する陳情

#### 陳情の内容

政府は2月6日、沖縄県知事の「埋め立て承認取り消し」訴訟の最高裁判決を理由に大型コンクリートブロックを名護市大浦湾の臨時制限区域内に投下するなど大規模な海域埋め立てに向けた辺野古新基地の海上工事に着手しました。しかし、政府が工事着工の根拠とするこの最高裁判決は、知事の権限の一つである「埋め立て承認取り消し」、処分が行政手続きとして適切か否かに絞って争われた訴訟の判決であり、この判決をもって「辺野古新基地建設」の正当性が裁判所に全面的に認められたというものでは到底ありません。現に、沖縄県や名護市は「あらゆる行政権限を行使して新基地はつくらせない」決意をあらためて表明し、新たな裁判提訴を検討していることも報道されています。政府と沖縄県の間には混乱と緊張関係が増すばかりの現状にあります。

政府の今回の「海上工事」着工という強硬措置は、状況改善につながるどころか、以下のとおり重大な問題点をはらんだ行為だと考えられます。第一に、幾たびの選挙結果や世論調査で示された建設反対の圧倒的な沖縄の民意を踏みにじり、政府と地方自治体の関係を対等と定めた地方自治制度を根本から否定する行為と言わざるを得ません。実際、着手を前に県は詳細な説明を求めていたにもかかわらず、政府は一方的に打ち切るなど地方自治を徹底的に無視する態度に終始しています。さらに、政府が建設を急ぐ新基地は危険なオスプレイの配備など沖基地をいっそう強化し、沖縄の「負担軽減」と真逆の実態にあります。また、辺野古、大浦湾など大規模な海域埋め立て工事は、沖縄県民の財産であり、日本や世界にとっても貴重な自然が息づく海域を決定的に破壊するものです。すでに、前回の大型コンクリートブロックの投下などによってサンゴが破壊されたなどの甚大な被害が生じています。いったん海が埋め立てられれば、自然破壊は深刻で、取り返しがつきません。事態は緊急を要しています。よって、政府に、工事の即時停止と地方自治の尊重、自然保護の観点に基づく沖縄県との誠実な協議を行うことを求める旨の意見書の提出を求めることを陳情します。

受理年月日 平成29年2月13日

## 消費税の増税について

陳 情 者 大阪市天王寺区  
消費税をなくす大阪の会  
代表世話人 鳥 居 義 昭

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

### 陳情の内容

消費税率が8%へ引き上げられ、実質賃金も伸び悩むなか、消費が落ち込み、地域経済は深刻な事態に直面しています。

こうした中、消費税率の10%への引き上げは、2019年10月まで先送りされたものの、安倍内閣は、10%への引き上げをあくまでも実行する構えです。食品などの税率を8%に据え置くとしても、総額で4兆円を超える増税となり、世帯当たりの負担増は6万2千円です。

さらなる増税によって、消費が冷え込み、景気が悪化し、自治体の財政にも深刻な影響を与えることは必至です。

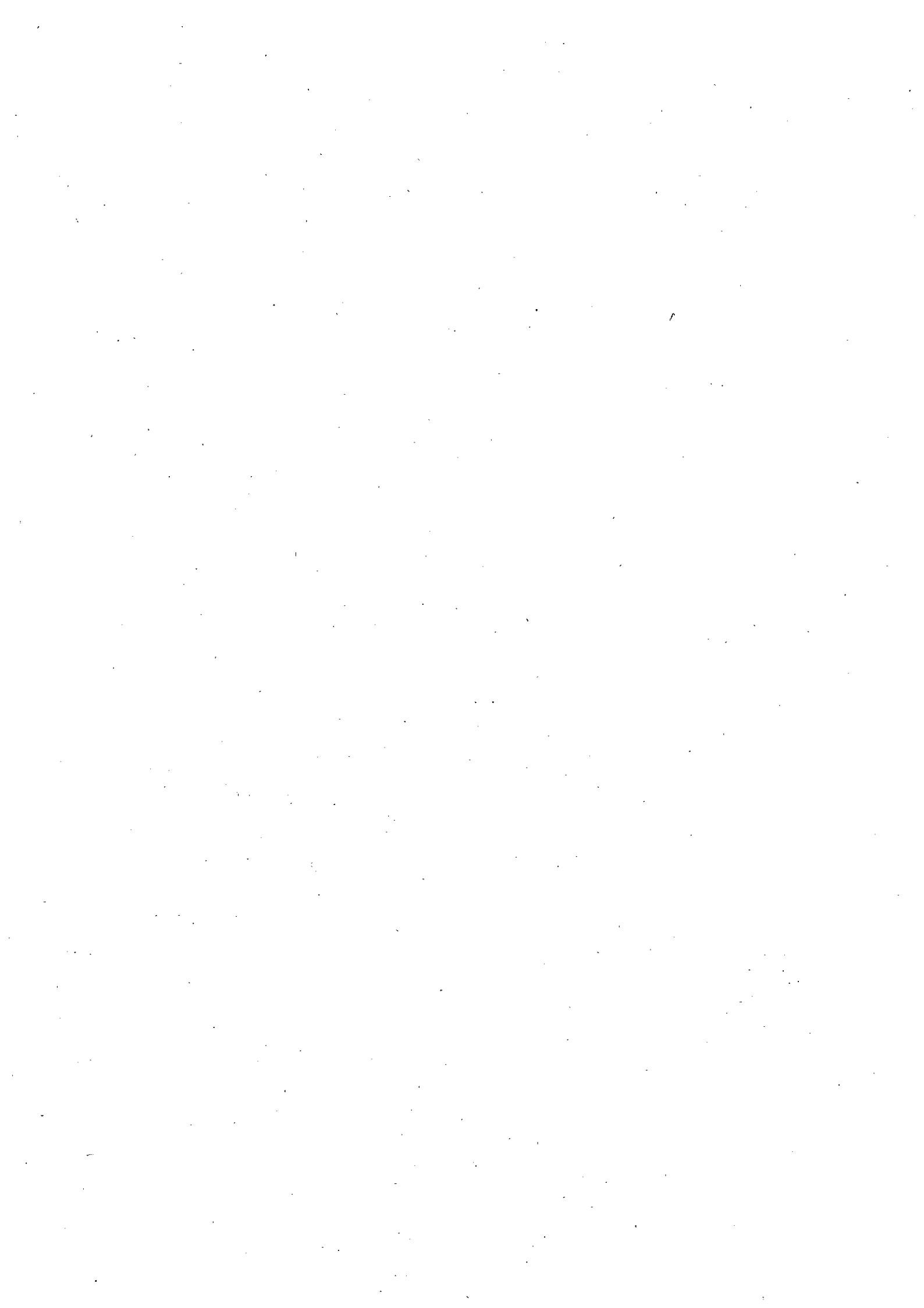
所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に立った税制改革と賃上げをはじめ国民の所得を増やす政策への転換によって、社会保障拡充の財源が確保され、財政再建の道も切り開かれると考えます。

以上の趣旨から、消費税のこれ以上の増税をおこなわないよう、国に対する意見書を採択されるよう要望します。

### <陳情事項>

国に対し消費税の増税中止を求める意見書の採択をおこなうこと。

受理年月日 平成29年2月13日





## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区  
新日本婦人の会 堺支部  
代表 長川堂 いく子  
浅井 富美子  
畠山 久子

### 陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から後期高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

また平和都市宣言を持つ自由と自治の政令市堺として、国家の在り方が国民のいのちと暮らしにとって危機的な状況に向かうことを牽制する役割があると確信します。また国会の衆・参議院の改憲勢力が3分の2を占め、しかし安倍政権の下での改憲は望まないという国民の声が多くあります。どんな状態においても戦争に加担することを禁じた平和憲法を守ることが最優先されます。原発再稼働への動きに対しても市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては、国に要求するべきは要求し、地方自治体の役割をいかに発揮されますことを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための市政として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願ってここに陳情いたします。

### <陳情事項>

1. 戦争法(安保法制)は日本国憲法に真っ向からそむく違憲立法です。憲法学者など広範な人々から憲法違反という批判の声があります。戦争法を廃止にと平和を願う多くの市民の声に応え、堺市議会として、「安全保障関連法」に関する意見書を国に提出してください。再度、

お願いします。

#### 議会運営委員会審査分

2. 「議会だより」を発行し、議会の動きについてわかりやすく市民に知らせて下さい。議会での提案・議論、各会派や議員の賛否なども知らせてください。

#### 総務財政委員会審査分

3. 都市内分権をすすめていくために、堺市と市民がともに作る住民自治のルールが必要です。堺市は自治都市として、住民自治が活かせる「自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、一歩踏み出してください。
4. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の項目、内容などわかりやすくして下さい。
5. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく行政の責任において行って下さい。行政の責任の下で回答の通り市民目線で公の責任を今一度確認し、市民第一の行政をすすめてください。
6. 「マイナンバー制度」について、12月の議会の回答では、マイナンバーの使用は市民の利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入され、法令に基づいて利用しており、それ以外は利用していないとのことでしたが、市民にとっては個人情報のすべてが公になってしまうという危機感をもっています。マイナンバーにかかわる仕事をされる職員は、派遣やアルバイトでなく、正規の職員に限ってください。チェック体制を強化してください。
7. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じた組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、勧誘など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として「堺まつり」のパレードの自衛隊の参加や広報「さかい」に自衛官募集の掲載など、若者が戦闘に加担する事態になりかねない自衛隊員の勧誘、広報はしないでください。

#### 市民人権委員会審査分

8. 今日本全国で地震、又それ以外でも自然災害が増えています。過去の経験をもとに市民が危機管理意識を持てるよう、今後も広報などで広く市民に知らせて下さい。また機会あるごとに市民の防災・危機管理意識高揚につながるよう、地域や学校行事などで身近に防災を意識した企画を取り入れてください。
9. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されていると期待しています。各区の特性をいかした町づくり、その地域に誇りを持ち、地域力を強めるためにも区民の声を聞ける場は大切です。その上で市民目

線で市全体の施策に反映するように期待します。各区の議論がホームページでなく、市民の誰もが理解できるよう、引き続き知らせる方法を工夫してください。

10. 地域の社会活動に参加したいと願う人々にとって、近くに低料金で集まれる会場が少ないのが現状です。「男女共同参画交流のひろば」を各区につくり、もっと多くの人が気軽に利用できるように具体的な計画を示してください。
11. 戦争法や集団的自衛権行使を容認するなど、自衛隊が南スーダン・PKO 自衛隊派遣に反対します。国に対して堺市として反対をしてください。
12. 憲法を生かし、平和と民主主義、地方自治を守る非核平和の堺市をつくるために  
昨年、堺市長として「ヒバクシャ国際署名」をされたことは喜ばしいことです。核兵器のない世界の実現にむけて「非核都市宣言」をした堺市として、今後も核兵器廃絶を世界にむけて発信し、被爆国である日本の被爆の実相を知らせ、風化させない取り組みを企画、発信して市民に知らせる努力をしてください。
13. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。「日本国憲法」や特に「憲法9条を守ってほしい」という声が多くあります。日本があらゆる戦争にかかわることのないようまた人権も尊重する立場で「日本国憲法」「憲法9条」を堅持する立場を国に示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように国に対して、市としての態度を明確化してください。
14. 堺市ではソフィア堺に設置されている「堺市立平和と人権資料館」や他にも戦争に関する取り組みをされています。各区で平和と人権を守る企画を計画するなど引き続きの取り組みをお願いします。
15. 幅広く市民に非核・平和の大切さを知らせるために、年間で定期的な取り組み、特に8月、市役所のロビーにあるテレビジョンでソフィア堺にあるDVDを上映するなど広く市民の眼にふれる取り組みを検討してください。また、小・中学校での教材として利用するなど次世代へ知らせる努力をしてください。
16. ソフィア堺において平和ゾーンをさらに充実させ、戦争の悲惨さや特に堺大空襲の実態を次世代に知らせ引き継いでいくことが重要です。堺大空襲の悲劇の実態を知らせるジオラマ、ファンタビュー～ミヨちゃんの家族の1日～は臨場感が伝わりにくいと思います。アンケートを取るなどの市民の声を集めて、より良い企画になるように努力をしてください。

#### 健康福祉委員会審査分

17. 子ども医療助成を18歳まで引き上げてください。子どもの貧困が社会的問題となり、子育て世帯での格差も大きくなっています。子どもの医療費も窓口負担をなくし、無料化にすることで病気を未然に防ぐこととなります。「子育ての町・堺市」として早期に実現するよう努力

してください。

18. 社会保障を充実させる為にと 2000 年にできた介護保険制度は数年ごとに制度が見直されて、保険料の値上げや窓口負担が見込まれる可能性があります。保険あって介護なしの状態とならないよう、人間らしい生活が出来るように国に対して反対の要望を出してください。
19. 介護要支援 1、2 の人の訪問介護・デイサービスが介護保険から市町村事業（総合事業）に今年 4 月から移行されようとしています。要支援者の在宅生活を支えるため、現行の専門職による安心・安全な従来のサービスが利用出来るようにしてください。又現在利用している方、これから要支援 1、2 になる人にも同様のサービスを守り、充実させて下さい。訪問介護やデイサービスが介護保険からはずされることのないよう市独自の予算をつけてください。
20. 介護職員が安心して働き続けることができるようにしてください。市内の介護事業所の「スタッフ募集」の貼り紙を見るにつけ、介護が充実しているか心配です。事業所ごとの実態を知り、職員が余裕を持って働ける条件をつくり、人にやさしい介護になるよう、職場を守るための市独自の予算をつけてください。
21. 堺市の国保料は毎年少しずつ引き下げられていることは喜ばしいことです。しかし世帯の収入に占める国保料の割合は依然として高くなっています。引きつづき引き下げてください。
22. 健康寿命を延ばす為、市民の健康意識を高め、特定健康診査を受けることは大事です。各健診の受診率を上げるようつとめて下さい。また国民健康保険に入りたくても入れない人に対しても病気にならないような予防対策に力を入れてください。
23. 高齢者の貧困、特に女性の単身世帯の貧困は深刻です。低年金や無年金者は特に厳しい現状にあります。健康や認知に対してのリスクも高く、医療・介護費や公共料金などの優遇政策を考えてください。「働けなくなったとき」に安心して住める堺市にして下さい。
24. 公立保育所が「幼保連携型認定子ども園」に移行されますが、これまでの教育・保育内容を堅持し、民営化はしないで下さい。待機児対策の為、認可保育所を増やして下さい。
25. 公立保育所の幼保連携型認定子ども園への移行問題について、保護者はその内容や実態がわからないままです。保育の質が担保されないこのあまりにも拙速なやり方を見直してください。
26. 女性の貧困、特にシングルマザーにとっての貧困は父子家庭に比べても深刻です。母子家庭の母親の平均年収は 223 万円、父子家庭の父親の平均年収は 380 万円です。暮らしや教育などにあたえる影響は切実です。あらゆる支援の施策を考えてください。
27. 働く女性を支援するために、公立保育所をなくさず保育の質が担保されるようにして下さい。市としては認定子ども園への移行をすすめています。従来通り同じ「堺の子ども」を預かる認可保育所においても施策のさらなる充実と、保育環境を確保してください。

#### 産業環境委員会審査分

28. 電力の小売り全面自由化や、また4月から始まるガスの自由化に対して、地球温暖化をストップさせる再生可能エネルギーをいえるようにその対策に積極的に取り組んでください。さらに小・中学校や公共施設での太陽光発電を進めていってください。
29. 元シャープ現在SDP社への公金支出は、堺の土地を使い、インフラを利用している外国資本の多国籍企業に税優遇を続けるということのことです。いつまでもこのように市民の税金が使われるのは納得できません。市自らこの不公平なSDP社に対しての減税を即刻やめてください。その分市民の暮らしや社会保障・小規模企業商店、農業支援などを優先して税金を使ってください。

#### 建設委員会審査分

30. 水道事業において安心・安全の水を供給するためには民間でなく今後も堺市として責任をもって関わってください。水は命そのものです。命を守る立場で公共の役割を果たしてください。

#### 文教委員会審査分

31. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
  - (1) 全員喫食を基本とした中学校給食を実現させてください。給食費については他市に比べて高いので、堺市として単価を下げ、月5,000円以内としてください。中学校給食を就学援助の対象にしてください。
  - (2) 教育現場では子どもの不登校、いじめ、暴力等が増え、教職員は様々な対応に追われ、その忙しさに子どもたち一人ひとりを見る余裕がありません。未来を担うこどもたちのために、平成29年度の権限移譲に向けて、堺市独自で小・中学校の学級定数を全学年35人にして、そのためにも教育予算の充実と増額を要望します。
  - (3) 「のびのびルーム」の運営をプロポーザルで民間事業者に委託するのは止めて下さい。
  - (4) 安心・安全な学校給食を実施する為にも、小・中学校の民間委託調理を見直し、行政が責任をもって下さい。
  - (5) 大阪府が実施しようとするチャレンジテストは高校進学のための評価を知るものです。中学校に格差をつけ、そのテストで生徒も大きく評価され、日々学び、成長していく生徒の実態を知るものではありません。堺市としても大阪府に対してチャレンジテストを反対してください。

受理年月日 平成 29 年 2 月 10 日

## 個人番号の記載について

陳 情 者 大阪市浪速区  
大阪府保険医協会  
理事長 高 本 英 司  
大阪市浪速区  
大阪府歯科保険医協会  
理事長 小 澤 力

平成 29 年度「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める要請

### 陳情の内容

総務省自治税務局による行政通達、平成 27 年 10 月 2 日付総税企第 95 号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び、平成 27 年 10 月 29 日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「特別徴収額通知書」とする）に、平成 29 年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されています。しかしこの取り扱いには、以下のとおり重大な問題があります。

#### 1. 「個人情報の自己コントロール権」を侵害し憲法に違反する問題

上記通達に従えば、特別徴収通知書には納税義務者から特別徴収義務者に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、或いは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、憲法 13 条に含まれる「個人情報の自己コントロール権」を著しく侵害し、

憲法に違反します。

## 2. 特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法6条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法12条）としています。万一情報漏えい等を行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又はこれを併科する」（法67条）と定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。特に中小業者にとっては安全管理措置を講じるには費用負担も膨大となり経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることとなります。

## 3. 自治体の情報漏えいリスクが高まりコストが増える問題

特別徴収額通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりも更に深刻な事故となり、市民から賠償請求されるなど自治体が負うリスクが高まることとなります。仮にこれを避けようとして、簡易書留や特定記録郵便で送ったとしても、郵便料が大幅に増大するとともに、受取までに日数を要し徴収事務に支障をきたす恐れがあります。東京都中野区では以上の影響を考慮して個人番号欄にアスタリスクを印字することを決めています。また、東京都北区や高知市では記載そのものを行わない方針です。これらの方法によれば、情報漏えいのトラブルを避けることができ、郵送コストも従来どおりで済むこととなります。

## 4. そもそも個人番号記載の必要性が示されておらず番号法に違反する問題

貴市から特別徴収義務者へ個人番号の提供が認められるのは、番号法19条1号の規定に基づきますが、あくまで「個人番号利用事務を処理するために必要な限度で」とされています。つまり、特別徴収通知書に、個人番号を記載することの合理的客観的必要性が示されなければなりません。現時点では総務省からその説明は一切ありません。上記必要性が確認されなければ番号法違反となり罰則が科せられることとなります（同法67条等）。このような違法性のある運用は差し控えるべきです。

地方税の課税権は各地方団体にあります（地方税法2条）。納税通知書等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法43条）、総務省が上記通達で示した様式どおり作成するか、あるいはその様式どおり記載するかは各地方団体の権限によります。貴市におかれましては、上記1～4の問題点を踏まえ、市民や市内事業者の安全・安心を最優先に考慮のうえ、「特別徴収額通知書」に個人番号の記載をしないよう要請いたします。



また、地方自治法第99条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出下さいますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 地方自治法第99条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）第一条の第三号様式変更の撤回を求める旨の意見書を国に対して提出して下さい。

総務財政委員会審査分

2. 平成29年度からの「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないで下さい。

受理年月日 平成29年2月10日



## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

藤 村 光 治

### 陳情の内容

堺市有権者 68 万人の個人情報、障害者の個人情報を漏らし、堺市にある公園から六価クロムが検出され、行政解体物件にもかかわらずアスベストが含まれているか確認せず保育園にアスベストをばらまく結果となり PCB の件でも職員 13 人による不祥事となりました。なぜ任命権者が責任をとらないのか。一方で 2016 年には給料をあげました。復興予算を国からとったが、何もしない。市民の安全・安心のために陳情をしました。

今後、組織の活性化に向けた取組を進めてほしいとの思いで陳情をしました。

議会基本条例には、28 条に議員は、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼の絆を深め、その職責を果たすことによって、市政のために尽力しなければならない。22 条に議会は、市民に対する説明責任を果たすこと。市民と意見交換を通じ多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催することが記されています。

人権尊重の社会をめざして。日本国憲法では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利。生命、幸福に対する国民の権利、信条、性別、社会的身分が法の下で平等であるために陳情をしました。

政令指定都市になり 10 年が経過しました。安全・安心で未来の子どもたちが住んでよかったと思えるような、また若者が集まる街にするために陳情をしました。陳情者に分かりやすく、よろしくお願いいたします。

### <陳情事項>

#### 議会運営委員会審査分

1. 議員は本会議や委員会においては個人的な話ではなく、政策についての議論をしてください。
2. 政務活動費について。家族を雇用する場合の人件費などについて、市民の模範となるように

分りやすく説明してください。

3. 堺市、議員定数を 36 人に削減してほしいです。又、議員報酬 30 パーセントカット、手当の廃止進めてください。

#### 総務財政委員会審査分

4. 職員の不祥事案、平成 23 年 11 月、大阪府知事選挙における 68 万人有権者のデータが含まれるファイルが流出。再発防止対策進めてください。市民には厳しく、職員には甘く、原因も不明です。公務員は法律を守り、市民に奉仕するものです。進めてください。

個人情報保護と情報セキュリティのそれぞれの担当副市長は、最高責任者として責任をとるべきです。行政にとってあたり前のことです。市民奉仕の仕事してください。

5. 職員の不祥事（税金やお金に纏わる詐欺や、交通事故）には、市民の税金でまかなわれています。大変理不尽に思います。公務員は主権が国民に存ずることを認める日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するよう望みます。

6. 市民負担をへらすために行財政改革進めてください。

7. 外郭団体の経営評価について知らせてください。財団法人都市政策研究所にお金を出していますが必要性は疑問です。分かりやすく市民に知らせてください。

8. 平成 28 年における堺市予算総額 7,281 億円、一般会計 3,856 億円における都市内分権の推進等、マスタープランの重点施策の予算を市民に知らせてください。

9. 財政再建の観点からも、医療・介護、生活保護の制度改革をしてください。国では社会補償が膨らみ、国債の発行残高が 865 兆円にもなります。堺市債についてはいくらですか。市民に知らせ、財政再建の取り組みを進めてください。

10. 市税収入確保のための税源涵養の取り組みを市民にわかりやすく知らせてください。

11. 選挙管理委員会は、選挙権が認められる 18 歳に対して、投票率向上の取り組みを進めてください。

①投票率が低いですが、どのように取り組みますか。

②なぜ選挙権が 18 歳からになりましたか。

③未来の日本を生きていく 18 歳、19 歳の若い声を取り入れ、地域高齢者の意見を聞き、社会・地域のあり方を変えることができます。堺市の学校で、主権者教育に力を入れるべきです。

#### 市民人権委員会審査分

12. 災害対策、南海地震の説明と改善案を市民に分かり易く示し、政策進めてください。高齢者や障害者への災害対策は市民の声を聞いて、進めてください。

13. 家族、街を災害から守るために、南海地震をはじめとする災害発生時に市民が何をすればよいか、防災ガイドブックなどにより、わかりやすく周知するよう取り組みを進めてください。
14. 人権について。ヘイトスピーチと呼ばれる民族差別的言動への対策を盛り込んだ堺市の条例案を拵えてください。大阪府営住宅の建て替えの案内板には中国語表記はありません。中国人は、約1割合いで住んでいるのに。

性的マイノリティは堺市に40,000人いると思われ、約20人に1人です。先生にも友達にも相談できない人がカミングアウトをすることは信頼の証です。堺市はよき理解者であるよう、支援の人を増やし、政策、対策してください。

15. 区民評議会においては、社会経済情勢の変化、市民のニーズ、価値観の多様化を反映した各区のまちづくりを進め、その予算について広く市民に知らせてください。
16. 市民の声が通る区民評議会にしてください。付帯決議の内容を重視してください。
17. 区民評議会と南区ハート&トークセッションについて。区民評議会の第1選考に論文を応募したところ断られました。私は南区の住民なのに、最初から受け取るつもりが無いように思えました。市民の意見を受け入れない体制をなおすように求めます。

区民評議会には、次の内容が必要です。

- ・地域で、子どもを虐待から守る。
- ・自治会の加入促進に向け、効果的な取組について自治会間で情報共有を図ることが重要である。
- ・未加入世帯にも自治会行事に参加してもらい、自治会活動への理解を深めていく必要がある。
- ・「挨拶ができるまちにしよう」などの標語を作り、気軽に声かけができ、防犯にもつながるような取組が必要である。
- ・若者の地域活動への参画を推進していく必要がある。
- ・子どもから高齢者まで様々な世代が交流し、地域の活性化を図っていく必要がある。
- ・高齢者の活動支援や地域貢献活動の支援を行っていく必要がある。
- ・健康寿命を延ばすことも重要である。
- ・防災・減災と防犯活動の推進

南区ハート&トークセッションでは、大学教授2人、南区の魅力について語りませんでした。都市内分権の推進で地域の安全の町づくりを進めてください。

#### 健康福祉委員会審査分

18. 特別児童手当の認定に8ヶ月もの期間がかかりました。認定までの期間を早めることはできませんか。
19. 年金機構により、125万件もの年金情報の流出がありました。また、堺市では、国民健康保

除料の算定誤りがありました。再発防止を徹底してください。

20. 障がい者政策について。障がい者の雇用対策を進めてください。
  - (1) 堺市の職員や関係団体での障がい者雇用を進めてください。
  - (2) 堺市の企業が、法律を、厳守するよう見守り指導をするなどの対策をしてください。
  - (3) 支援学校高校生卒業生徒を、雇用するなど政策を進めてください。
21. 健康福祉プラザ指定管理費用について、詳しく、分かりやすく事業説明してください。1、共同事業体予算4億円。2、共通経費1億円。3、視覚・聴覚センター1億円、4、市民交流センター、5、生活リハセンター8,700億円。6、スポーツセンターなど。5億円は人件費です。市民に知らせてください。
22. 障害者自立支援給付の取り組みをすすめてください。堺市の予算は障害者に死になさいと言っているようなものです。子育てのまちとしても取り組みを進めてください。
23. 児童自立支援施設設置に関する事務について。平成17年5月10日に知事と堺市長は政令指定都市になって5年を限度として児童福祉法第35条第2項に規定するが整備されていない。法令を重視してください。建設をすすめるなら地元説明を行ってください。
24. 子どもの貧困対策、支援してください。働いている母子家庭、貧困者に、支援してください。

#### 産業環境委員会審査分

25. 堺市は外国人観光客を呼び込める政策に取り組んでください。歴史的資源は多くあります。建物政策ばかりに取り組んでも人は来ません。新たな観光客が集まる取り組みを進めてください。また、歴史的な寺院等に協力を求めてください。
26. 堺市は、PCB、廃棄物の処理に関するガイドライン平成25年2月改正しました。過去にもPCB廃棄物の不適切な処理ありました。廃棄物は212トンでした。安心かどうか市民に知らせてください。

#### 建設委員会審査分

27. アスベストは命にかかわることです。以下の内容を業者に発注する際に求めてください。
  - 1 事前調査への協力、2 石綿飛散防止をするための契約の締結また、受注者から提出・説明のあった事前調査結果を記した書面を出してください。さらに、解体工事等における作業・測定計画に関する書面を出してください。
28. 大浜北町市有地活用事業について、平成27年春商業施設開業とあります。堺市はいつできますか。大浜北町市有地において堺の港ならではの、魅力ある商業施設の整備や運営を行う事業はどうしましたか。今までの金額市民に知らせてください。本体事業はいつからですか。施設

開業を市民に知らせてください。

29. 堺市が古い市の施設を解体する際に、建物の一部にアスベストが含まれるか確認せず、担当部署に届け出をしていなかったとして、警察は、堺市職員を大気汚染防止違反の疑いで書類送検しました。堺市が北区にある市の施設の解体工事を行った際に建物の煙突の内側にアスベストが含まれるか事前に確認せず、担当部署に必要な届けをしなかった、大気汚染防止法違反の疑いを持たれています。なぜ確認しなかったのか。市民に知らせなさい。

泉北ニュータウン、解体工事が始まる。市民が安心、安全に生活できるよう解体工事において確認してください。北区の施設、250倍アスベストが含まれていました。再発防止に取り組む。PCBの件でも職員処分ありました。任命責任、職員処分、厳しい処分してください。命にかかわる問題です。一般企業なら、給料が半分になってもおかしくない。お願いします。

30. 府営住宅の建て替えについて。四大公害病、イタイイタイ病の原因となる、カドミウムや他に有害であるアスベスト、ダイオキシン、六価クロムについて堺市は安全確保の取り組みを市民に知らせなさい。

又、南区高倉台府営で、作業者の二人が墜ちました。立ち入り検査するべきです。府営住宅の建て替えにおいては子どもや高齢者等歩行者の安全確保を進めて、業者に法律守るよう指導し安心な町に改善してください。

31. 原池公園第3整備に30億円、原池公園野球場に30億円、また指定管理料として5千万円の経費が要ります。利用者数は24年間の土曜日と日曜日だけで19万人を見込んでいるとのことですが、原池公園へのバスは堺東、泉ヶ丘から1時間に2本しかなく、また電車では行けません。このままでは交通網が駄目になり、また駐車場が狭いことから隣りの店舗への駐車も心配です。これらへの対策について市民に分かりやすく説明してください。

#### 文教委員会審査分

32. 堺市発達障がい者支援計画、進めてください。コミュニケーションがうまくとれないなど、発達障害支援の現状について、学習指導要領など決められた子ども一人一人に対する支援計画が、半数余りで作成されていないと、国から発表がありました。平成17年に、指導要領などが施行され3年後には、学校側が子ども一人一人に対する長期的な支援計画を作成することが定められました。堺市支援計画、支援方針、取り組みを進めてください。発達障害者はコミュニケーションがうまくとれず、学校に行かなくなります。又、喘息、アレルギー、神経質、支援費用は1年間、かかります。行政は早く対処するようにお願いします。又、支援学校の生徒は地域でバイキンと言われている現状がある。堺市支援地域に対する支援計画してください。

33. 児童へのいじめ、暴力がふえています。全国では10万件を超えています。平成28年1年間の件数、また児童が亡くなった件数を知らせてください。また件数を少しでも減らす対策をお

願います。

34. 府費負担教職員の権限移譲について。大阪府から堺市に、給料分として273億円、退職金分として64億円、共済費手当分として68億円、事務費として5億円が入る中、堺市が負担するものについては市民の税金を使うことになるので、その負担について分かりやすく市民に知らせてください。

35. 教育環境の改善について

(1) 堺市の学校は早く小学校、中学校をひとつにしてください。生徒が少なくなり、学校跡土地を売り払い、子育て、若者が安く住める住宅地にしてください。暴力、不登校、いじめ対策もとりやすくなります。また先生の数も減り、堺市の税金負担減り、市民が助かります。29年から堺市が先生の給料払うために、一貫校にしてください。先生の天下り無くしてください。

(2) 教科書会社が検定途中の教科書を教員らに回覧させたり現金などを渡すなどをしていたのは問題です。この問題の対象の会社は22社で国が調べています。現金を受けとった1,000人の中に堺市職員は何人いますか。公務員は市民の奉仕することです。先生は生徒に命の大切さを教えてください。お金をもらった先生は辞めてください。

(3) すこやか教育相談南区はないので。

1. 子どもからの相談、すこやかホットラインの、06-6607-7361、

2. 保護者の相談、06-6607-7362、さわやかホットライン、

3. 教職の人。しなやかホットライン、06-6607-7363、大阪府のすこやか相談です。堺市も早く子ども、先生、親子が相談、安心な街こしらえてください。

36. 堺市は給食費を無料にしてください。55市が無料にしています。堺市では貧困者がふえています。母子家庭への児童、また、喘息やアレルギーをもつ児童などへの支援に関する法律を遵守し積極的に施策を進めてください。

37. 堺市は20年前O157病原性大腸菌集団感染で、9,500人が感染し、4人がなくなって、未だに給食で約100件あります。堺市支援高校にもあります。子ども達の命は大事です。これからの安全、安心のある計画を説明して命の尊さを、安全管理と危機管理を徹底し市民に知らせてください。

受理年月日 平成29年2月8日



## 堺市議会喫煙所について

陳 情 者 堺市堺区  
原 田 克 史

### 議会喫煙所の拡充を請ふ

#### 陳情の内容

官海は固より、政界たると財界たるとを問はず、近時日本人はなべて小粒である。但し、堺人は違ふ。進取の気風と自由闊達な風土と云ひ、自由と自治の都市と云ふ。加ふるに歴史と伝統にも卓爾たる本市こそは、全国にも冠たる精神文化都市堺なのだ。されば、堺人の持前は、何より大志と理想とに生くる真の自由人たらねばならぬ。

して、斯くも高邁な都市に於ける議会なれば当然、斗筭輩の巢窟と化したる国会よりは数段上位にランクしてをらねばならん筈だ。尚且つ、堺の得手とすべきは国際潮流にある。今や世界の人気を二分せるプーチン氏とトランプ氏には是非ともこの堺にこそおいでを請はねばなるまい。

しかるに、議会の喫煙所ともあらうものがあれしきのお粗末な代物では、これ実に赤面の限りではないか。もちろん、米露のご両所が紫煙を好むや否やは問ふ所ではない。要は気宇なのだ。彼が超大国を以て任ずるならば、我は壮大無二なる堺人の気宇を以て応ずべきものであらう。

周知の如く、われわれ堺の先人は板子一枚を頼みとして大海を押し渡るといふ豪侠敢為の精神に生きられた。我らも亦、父祖の遺烈に恥ぢざる雄偉な気宇の下に呼吸してをりたきものではないか。しからば喫煙の如きも、喫むなら喫むで唯我独尊、悠然として之をくゆらすべし。

況して喫煙所は議会の意思の表徴である。かつても申せし如く、せめては現在の三倍から五倍位の規模に拡充し、かの太閤秀吉も御満悦といふ程の豪華デラックスなルームとして開設されたい。

而して之が室内には聖徳太子や西郷南洲、或いはジョージ・ワシントン、エイブラハム・リンカーン、ウィンストン・チャーチル等々、まこと政治家の鑑とも仰ぐべき歴々を額に掲げて置く。すればここに、輿望を荷へる議員はこれら巨星と対話しつつ、或いはその偉大なスピリットに憩ひつつ、悠揚として英気を養ふのである。

かくてすなはち、一服の折々おのづとステーツマンシップに磨きが掛かると云ふ寸法である。

受理年月日 平成 29 年 2 月 9 日

## 個人番号の記載について

陳 情 者 堺市中区  
堺市内民商連絡会  
代表 福 山 征四郎  
堺北民主商工会  
堺東民主商工会  
堺南民主商工会  
美原狭山民主商工会

平成 29 年度給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の  
取扱についてマイナンバーの不記載を求める陳情書

### 陳情の内容

私達、民主商工会（民商）は、堺市内で営業し、暮らす中小零細業者が加盟する業者団体です。堺市では堺北、東、南、美原狭山と 4 つの事務所を持ち、約 1,600 名の会員が所属しています。さて、総務省自治税務局による通達、平成 27 年 10 月 2 日付総税企第 95 号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」、及び平成 27 年 12 月 18 日付総税企第 117 号ほか「地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しについて」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下、決定通知書とする）に、平成 29 年度分から個人番号欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されており、堺市もその意向で準備中であると聞いています。

この「決定通知書へのマイナンバー記載」に関して、私たちは多くの問題と危険をはらんでいると認識しています。以下に、問題点、関係省庁からの回答、すでにマイナンバー不記載を決めた他自治体の方式などを列挙し、市におかれましては、この問題を認識していただき、決定通知書へのマイナンバー記載がなされないよう陳情させていただきます。

1. 全国商工団体連合会は、2017 年 1 月 26 日の総務省自治税務局等との交渉において「自治体の判断で、特別徴収額通知に個人番号を記載しないことに対し、国からペナルティはありません

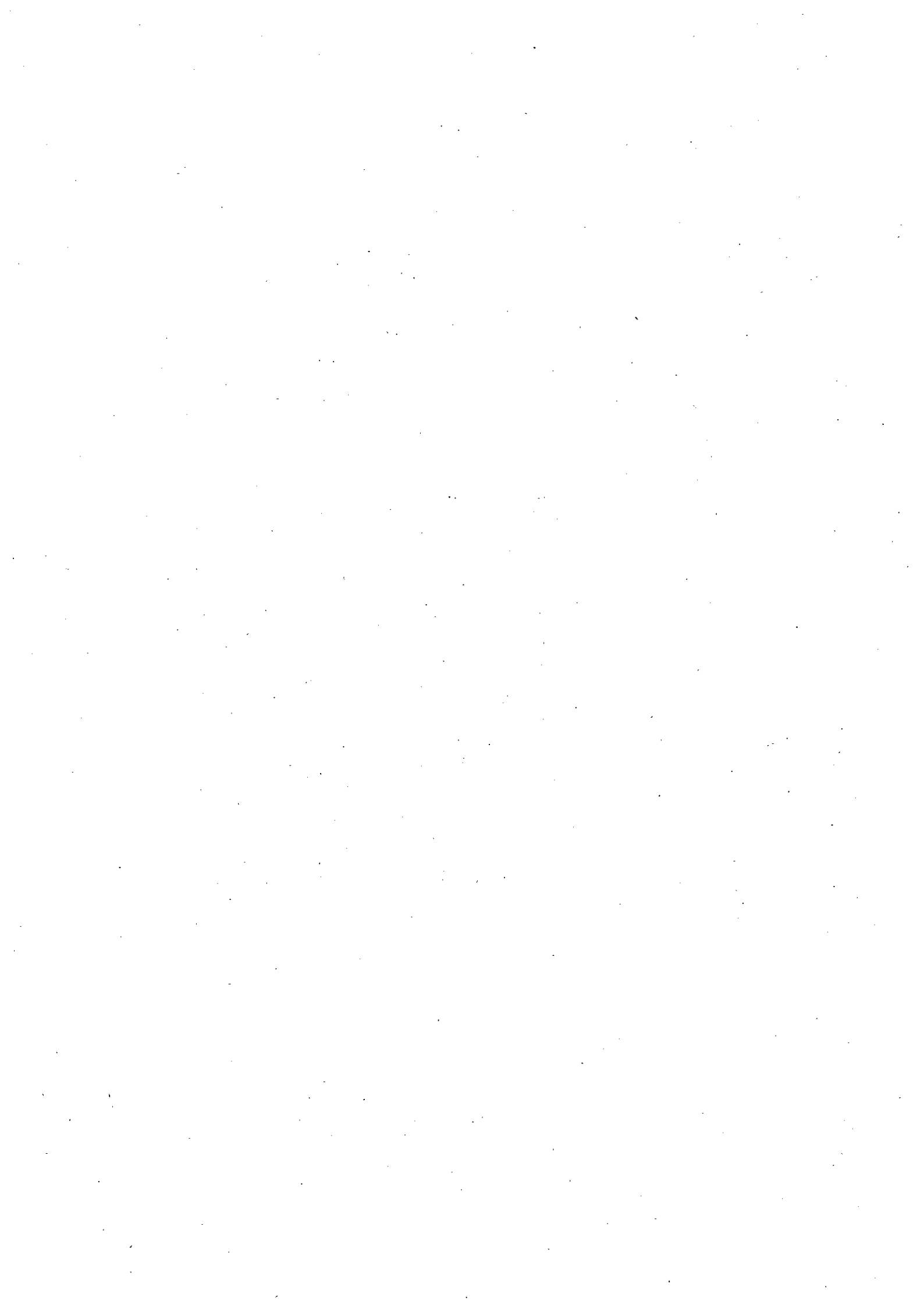
ん。地方税法でも罰する規定はありません」と回答を得ています。また、事業者が従業員の住民税特別徴収を行う際、マイナンバーの必要性は皆無です。よって、マイナンバーの不記載に関して、なんらかの不利益は発生しません。

2. すでに、マイナンバーの不記載を決定、もしくは検討している自治体も出ています。他の自治体がマイナンバー不記載を決定できているのに、堺市が「政府・官庁の指示だから」という理由で、決定通知書にマイナンバーを記載する理由にはなりません。
3. 東京都中野区は、「区が個人番号を保有している納税義務者については、アスタリスクを印字する。区が個人番号を保有していない納税義務者については、空欄とする」とした上で、普通郵便で送付する方針です。この方法によれば情報漏えいのトラブルを避けることができ、郵送コストも従来どおりで済むとのこと。また、統一の書式におけるマイナンバー欄にも対応できます。他の自治体でも問題の深刻さを認識して、この「中野区方式」を採用するなど再検討が始められています。さらに、国税庁は番号漏えい、コスト増、郵便事故等による情報流出のリスク増を理由に、納税義務者に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととしています。
4. 堺市においては、決定通知書を配達証明付きなどの郵便で送付するとしていますが、莫大なコストが発生し市民税の無駄使いになってしまいます。それに携わる担当職員の事務作業、危機管理などの労働も無駄なものとなります。前項に挙げたマイナンバー不記載の「中野区方式」を採用することで、これらの無駄なコスト増を回避することができます。
5. 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）その他どの法律にも、一個人に対しマイナンバーの提供を要請する、または義務とする規定はありません。一個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは、憲法13条に基づく個人の自由だからであり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、同13条に含まれる「個人情報の自己コントロール権」の侵害であり、憲法違反となります。もちろん民法・刑法にも抵触します。判例においては「私生活をみだりに公開されない」権利として、東京地裁1964年9月28日判決、いわゆる「宴のあと」事件第一審判決で認められています。よって、従業員（納税義務者）が事業者（特別徴収義務者）から特定個人情報であるマイナンバーの提供を求められても、それに応えるかどうかは個人の自由です。もし堺市が決定通知書に、従業員から提供されなかったマイナンバーを記載して送付する場合、堺市として堺市民の個人情報を本人の意志に反してみだりに第三者に提供することになってしまいます。それは個人の自由の侵害、個人情報の自己コントロール権の侵害であり、憲法違反であるといわざるを得ません。そうした場合の堺市民からの訴訟リスクや、それに伴う責任問題まで想定すると、決定通知書へのマイナンバー記載による公益は全くなく、逆に多くの不利益を生み出すこととなります。

6. 番号法6条「事業者は国や自治体が番号利用で実施する施策に協力するよう努めるものとする」、同12条「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とあります。そして、情報漏えい等を行った場合は、同48条「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又はこれを併科する」などと定め、また同57条には法人に対しても罰金刑を科すと定められています。しかし、一事業者がいくら個人情報保護のために物理的・技術的安全管理措置等を講じても、日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。特に中小零細業者にとっては事務的・金銭的な負担も膨大となり、経営を圧迫する要因となります。そのような個人番号の安全管理措置等を講じることが能力的に適わない事業者に、マイナンバー記載の決定通知書を送付することは大変危険であり、また、事業者へ一方的な負担を押し付けることとなります。
7. 堺市は近年、大量の個人情報を流出・漏えいさせたことがあり、今後もそういったことが発生する可能性は否定できません。セキュリティを強化するのは当然ですが、マイナンバーのような重要な個人情報を漏えいしやすい決定通知書への記載を行うことで、わざわざセキュリティに穴を作ることとなり、同様の事件が再び発生する可能性はより高くなってしまいます。無論、それによる被害は甚大なものになります。

以上の項目を参考にしていただき、堺市も自治都市としての気概に立ち、マイナンバー不記載を決めた他の自治体に遅れをとらないよう、市民のための市政を実行するためにも、政府の指示に無批判に従うのではなく、「決定通知書へのマイナンバーの不記載」の決定を、心より希求いたします。

受理年月日 平成29年2月13日



## 行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長 藤 田 槇知子

### 陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。

市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化によりますます大変になってきています。日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にす地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情します。

### <陳情事項>

#### 総務財政委員会審査分

1. 政府はカジノ誘致で観光の地域振興とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。カジノ誘致に名乗りを上げている大阪府に対し、堺市として反対表明の声を上げてください。
2. 自衛官募集の広報掲載並びに自治会での回覧をやめてください。
3. 平成31年10月から実施予定の消費税10%への引上げ中止を、政府に申し入れて下さい。前回陳情書の回答で、使われた内容については回答をいただきましたが、この増税分は、本来市の施策として予算から賄うべきものではないでしょうか。

#### 市民人権委員会審査分

4. 原子力発電所は人類と共存できません。堺市がよく対応されていることは承知しています。が、今すぐ廃炉にするのが最善であると考えます。次のことを要望します。
  - ①日本の原子力発電の廃止を国に求めて下さい。
  - ②事故と緊急時の対応を市民に周知徹底して下さい。

5. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるよう、お願いします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。2016年度に行われた後援や協力をお知らせください。
6. 殺し殺される危険な場所に自衛隊を派遣する「安全保障関連法」の廃止を国に要望して下さい。

#### 健康福祉委員会審査分

7. 生活保護制度を守り、所得基準の引き上げを国に要望してください。
8. 国民健康保険料の近年の引き下げに感謝します。さらなる引き下げを要望します。また「広域化」に参加しないで下さい。
9. 介護保険料引き上げの見直しをお願いします。
10. 後期高齢者医療制度は廃止するよう国に働きかけてください。
11. 乳がん、子宮がん検診を毎年に戻すことを要望します。また、無料クーポン発行の拡大をお願いします。若年層の検診率を高めるための啓発も引き続きすすめてください。
12. 特定不妊治療の更なる補助と不妊に悩む方への年齢制限をしないよう引き続き国に要望してください。

#### 産業環境委員会審査分

13. 堺市独自の持続可能な自然エネルギーへの転換施策を、一層推進されることを要望します。又、その推進の現状を広報などで、市民に知らせて下さい。
14. 国民の命と国の存亡を脅かすTPP協定書に批准しないよう国に強く要望してください。  
前回陳情書の回答で、TPPがもたらすチャンスについて詳しく回答がありましたが、TPPがもたらすリスクとそのリスクに対する対応をお示しください。

#### 建設委員会審査分

15. 近畿大学医学部病院の泉ヶ丘地区移転にあたっては、市の施策として、梅地区に何らかの医療施設を存続させる方向で検討してください。  
田園公園は今ままで残してください。現段階の進行状況の説明会を早急に開いてください。
16. 上下水道料金の更なる値下げを要望します。



## 文教委員会審査分

17. 小・中学校の給食は、子どもたちの健やかな成長を保障するため、重要なものと考えます。  
民間委託でなく、出来るだけ自校方式での実施をお願いします。
18. 卒業式・入学式での「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないでください。憲法 19 条に規定されている思想及び良心の自由を侵すことになるのではないのでしょうか。
19. 平成 29 年度からの権限移譲にあたっては加配定数の活用をして、小・中学校全学年の 35 人学級を実現してください。正規教職員の増員も引き続き国・府へ要望してください。
20. 就学援助制度の所得基準を引き上げてください。また、小学 6 年生で、就学援助を受けている児童に対し、中学入学にかかる費用を 6 年生に在学する間に、援助または貸与する制度を早急に作ってください。強く要望いたします。
21. 授業アンケートを中止してください。
22. 南図書館梅分館、美木多分館の開館時間を、仕事帰りにも利用できるよう、南図書館や堺市駅前分館と同じにしてください。
23. 放課後児童支援を、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行ってください。  
来年度よりの「3 年ごとに指導者が変わる事業者選定」を、撤回してください。  
児童館の設置をぜひお願いします。
24. 市としてチャレンジテストに参加しないで下さい。  
「公平性を担保する方策の検証のため」とありますが、具体的に説明し、検証の結果を明らかにして下さい。チャレンジテストが実際に子ども達のためになるとは思えません。高校入試に利用しないでください。

受理年月日 平成 29 年 2 月 13 日



## 障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市堺区  
南部障害者解放センター  
野 村 博

### 障害者グループホームスプリンクラー設置義務化に関する諸問題

#### 陳情の内容

障害者グループホーム（共同援助事業）へのスプリンクラー設置義務化の経過措置期間が来年3月末で切れようとしています。高齢者グループホームの火災により、入居者の命が奪われたことが発端になり、消防法施行令別表第6項ロ（入居者の8割が障害支援区分4以上にあたる障害者グループホーム）にスプリンクラー設置義務化が課されました。火災から入居者の命を守ることは当然の責務ですが、障害者グループホームの大半は賃貸のマンション、公営住宅の居室を複数借りたり、購入物件においても普通の2階だて、3階だての居住物件で運営しています。スプリンクラーの設置において家主からの理解がえられず運営を断念する事業所もあり、また当センターでも購入物件ではありますが国の設備整備費補助をうけても作動するための水道管のいれかえ工事、水道局への加入料など2件で約800万円の自己負担をしなければならないものでした。

このようなことでは堺市の障害福祉計画にも掲げているグループホームの充実がすすまず、特に障害支援区分4以上の重度障害者の生活の場が一向にすすみません。

#### <陳情事項>

##### 市民人権委員会審査分

1. 今後障害の重い人達の生活の場であるグループホームを増やしていくために、大阪市のよう  
な消防法施行令別表第6項ロのグループホームでもスプリンクラー免除がされる緩和策を堺市  
でも検討して下さい。

##### 健康福祉委員会審査分

2. 今後障害の重い人達の生活の場であるグループホームを増やしていくために、国の設備整備補助をつかっても、費用が巨額になるケースに関しては堺市独自の補助を検討して下さい。

受理年月日 平成 29 年 2 月 13 日

## 視覚障害者施策の充実について

陳情者 堺市堺区

堺市視覚障害者の生活を守る会

西 條 洋

千 田 勝 夫

### 視覚障害者施策の充実をもとめる陳情書

#### 陳情の内容

平素より私たち視覚障害者をはじめ、市内に在住する障害者（児）が、安心して暮らせるために、諸施策の充実に向けてご尽力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

私たち堺市視覚障害者の生活を守る会は、これまで何度となく陳情を行ってまいりましたが、その中で、「情報障害者」と言われている視覚障害者に対して、音声機能を付加したソフト利用に対してご援助をいただき、様々な情報を得ることができつつあります。また移動の面におきましても、駅前をはじめ主要な交差点には音響信号機やエスコートゾーン、歩道には点字誘導ブロックの敷設を行っていただくことで、私たちの行動範囲も拡がりつつあります。

そして昨年の12月議会におきましては、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」及び、「ホームドアの設置と『内方線付き点状ブロック』の整備促進を求める意見書」を採択していただきまして誠にありがとうございます。

おかげさまで、私たちもより積極的に社会参加や様々な情報を得ることが可能となりつつあります。そのためにも、今後とも私たちが抱える様々な課題に対しまして、一つずつ実現していただけますよう以下の項目について陳情いたします。

#### <陳情事項>

##### 健康福祉委員会審査分

1. 日常生活用具の中で、視覚と聴覚の重複障害者にのみ認められている点字ディスプレイを、点字を常用している単独の視覚障害者にも認めてください。

現在認められている音声化ソフトでは判読できない語句が多く、聴き分けることが困難です。視覚障害者は日常使用する点字で情報を得ることほど有益なことはありません。とくにネット配信される情報の漢字カナ交じり文章が、点字で読み取れること、さらには、点字資料作成にも大いに役立ちます。このことで「情報障害者」と言われている視覚障害者も大いに情報を得ることができます。

現在発売されている点字ディスプレイを自費で購入するとなりますと、1台数10万円もの高額となり、とても個人で購入できるものではありません。

すでに隣の大阪市や大阪府下ならびに全国の政令指定都市で認められており、認められていないのは、千葉市・京都市と本市です。早期に認められるようよろしくお願いいたします。

2. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間24枚（往復12回分）をせめて48枚に増やしてください。

「移動障害者」と言われる視覚障害者にとっては、この枚数では安全に日常生活を送ることができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。

さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

3. ガイドヘルパー（同行援護）の利用時間を1カ月50時間に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。

とくに行楽シーズンでは利用が多く時間が足りなくなり、逆にそれ以外は利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願いいたします。

#### 建設委員会審査分

4. 視覚障害者をはじめ誰もが安心して鉄道駅を利用できるように、大阪市営地下鉄御堂筋線全駅ホームに可動式ホーム柵を設置するよう大阪市交通局と連携して進めてください。なお、大阪府として、御堂筋線の延伸の北大阪急行線の各駅に可動柵設置が具体化されました。

本市におきましても、前議会で採択いただきました意見書に基づきまして、とくに市内の3駅につきましては、市として一定の費用負担を行いつつ大阪市交通局に働きかけていただきますようお願いいたします。

既に設置されています「長堀鶴見緑地線」の「門真南」駅につきましては、大阪府が費用を一部負担して設置されている経緯がありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

受理年月日 平成29年2月10日

## 木材の利用促進について

陳 情 者 大阪市西区  
一般社団法人大阪府木材連合会  
会長 中 村 暢 秀

### 公共施設等における木材の利用促進について

#### 陳情の内容

日頃から、木材の利用促進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長引く景気低迷、住宅着工戸数の減少等により、大阪府の木材産業は極めて厳しい状況にあります。

このような中、林業の健全な発展、森林の適正な整備等に寄与することを目的に、平成 22 年 10 月「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体の責務として、木材の利用の促進に関する施策を策定・実施するとともに、併せて公共建築物の木造化の促進を図ることとされました。貴市におかれましても、平成 28 年 4 月に、堺市木材利用基本方針が策定され、これに基づき、率先して公共建築物での木材利用が図られており敬意を表するところであります。

木材の利用は、森林の整備につながり、森林の公益的機能の発揮や地域経済の活性化にも資するものであります。

また、木材は断熱性、調湿性、室内の温もり効果の上昇などに優れているほか、製造時のエネルギー消費は小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であり、再生産可能な資源であります。

例えば、木造建築物の建築時の CO<sub>2</sub> 排出量は 32 トンであり、一方鉄筋コンクリート建造物で 61CO<sub>2</sub> トン、鉄骨造りで 54CO<sub>2</sub> トンであり鉄筋コンクリート住宅の約半分となり木造建築物は CO<sub>2</sub> の固定機能、建築時の CO<sub>2</sub> 放出量の減少に大きく寄与しています。

このため、木材の利用を促進することは、健康で快適な住生活の提供、ヒートアイランドの防止

及び循環型社会の形成にも貢献するものであります。

貴市は、堺市マスタープランにおいて、「環境モデル都市」として、また、ものづくりのまちとして、市民とともに、環境と産業が調和し、ともに発展する、世界のモデルとなる先駆的な低炭素都市の実現をめざした取組を強力に推進しておられるところであります。これら木材活用の取り組みはこのことに大きく合致するものであります。

私ども一般社団法人大阪府木材連合会やその傘下にある昭和37年設立の歴史を有する大阪木材工場団地協同組合（堺市美原区）や大阪木材仲買協同組合の堺支部である堺木材協同組合は、木材業界のみならず、建築・設計業界等も含め、「環境モデル都市」にふさわしい地域関連産業の振興をめざして、公共建築物等への木材利用はもとより、住宅等のあらゆる面で木材利用が進むよう努めているところであり、今後一層、貴市とも連携させていただき、木材の様々な価値を具体的に見える形にして、木材利用の推進に努めてまいります。

以上のことをご理解いただき、堺市におかれましては、平成29年度事業の実施はもとより、今後とも次のような木材利用の促進に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### <陳情事項>

##### 産業環境委員会審査分

1. 「堺市木材利用基本方針」に基づき、市有公共建築物の木造化や内装の木質化、ヒートアイランド対策に資する外装の木質化などを一層推進。
2. 例えば平成25年に京都市で「宴会での乾杯は日本酒で！」という「清酒の普及の促進に関する条例」が制定され今では、全国の酒処に広がっています。

こういったことを趣旨に保育園や幼稚園、小学校などで、次世代を担う子どもたちに健康に良い木のぬくもりを肌で感じるができる木材を活用した環境づくりの推進の制度化をご提案いたします。

##### 建設委員会審査分

3. 国産材を一定量以上活用した民間の中・高層建築物の容積率を緩和するなどCO<sub>2</sub>の固定に貢献する建物の採用を奨励するための制度化。

具体的には例として床面積1㎡当たり0.01㎡以上等一定以上の木材の活用を行った建築物において総合設計制度を活用して決定される容積率の緩和やまた住宅・建築物の省エネ性能の向上施策の中に木材活用の項目を加えるなど都市の中の木材利用促進対策の検討を行っていただきますようにご提案いたします。

受理年月日 平成29年2月9日



## 交通施策について

陳情者 堺市美原区  
全日本年金者組合大阪 堺美原支部  
支部長 佐 治 行 雄  
書記長 一 塚 正 紘

### 美原区の公共交通の改善について

#### 陳情の内容

市民の生活向上と福祉増進、公共交通改善のためにご奮闘いただきありがとうございます。

私たち全日本年金者組合大阪堺美原支部は、美原区の地域を基盤として、主に年金生活者、高齢者が加入し、地域における親睦と交流、高齢者の生活向上と福祉の増進をすすめる自主的な市民団体です。

現在、堺市に「おでかけ応援バス」「乗合タクシー」の制度が存在することは、私たち地域住民とくに交通弱者である高齢者にとって喜ばしいことです。

私たちは、この「おでかけ応援バス」「乗合タクシー」制度をさらに改善して、もっともっと地域住民が利用しやすくするように願うものです。

とくに、公共交通の不便さに悩む美原区においてそれらの改善は急務です。

しかし、美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」が2013年に廃止となってから美原区の住民、とくに交通弱者である公共交通空白地域住民、高齢者、障がい者、妊婦、幼い子どもたちにとって生活権の重要な要素である交通権（自由に移動する権利）は後退したと言って過言ではありません。

美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」は旧美原町で生まれ、美原総合福祉会館（美原老人福祉センター）、美原保健センター、美原図書館、美原区役所を起終点として公共交通空白地域とも結び、長年、運行されてきました。その廃止は美原区住民の交通権を後退させたばかりではなく、公共施設から遠ざけました。その結果として住民の福祉や保健、文化、行政サービスなどの享受と社会活動への参加を後退させました。

私たちは、美原区の住民にとって貴重なコミュニティバスを廃止したのならば、その役割に匹敵またはそれ以上の恩恵をもたらす新たな公共交通政策を要求するものです。

その立場に立って、当面、地域住民、高齢者にとって医療・福祉・介護に係る美原総合福祉会館（老人福祉センター）とそれに隣接する保健センターの付近に乗合タクシーの停留所を新設することを陳情します。また、「乗合タクシー」の予約時間と乗車の時刻表の改善をお願いします。

さらに、美原区の南部に位置する青南台・菅生の地域は、堺市地域公共会議から「公共交通空白地域」と認定されています。その地域住民は美原区役所をはじめとする堺市の公共施設への交通に困難をかかえ、福祉や保健面でのサービスや行政上の諸手続きや広報で紹介される会議や様々な企画への参加が困難です。貴職にあつては、「公共交通空白地域」としての菅生、青南台地域における公共交通の実態を把握するとともに、問題の解決に早急に取り組んでください。

私たちは昨年6月に同趣旨の改善を堺市行政当局に陳情し、文書による回答を得ましたが到底納得できるものではありませんでした。

その後、私たち年金者組合堺美原支部は、美原区の交通改善を求めて下記の陳情項目を列記した「美原区の交通改善を求める署名」に取り組みました。この署名は、2017年1月6日にスタートしましたが、約4週後の同年2月7日現在1,311筆に達し、2月8日には署名を堺市の行政当局に提出いたしました。署名に託された美原区住民の公共交通改善の強い願いを受け止めていただき、その実現を切に訴えます。

下記の事項について陳情いたします。

#### <陳情事項>

1. 美原総合福祉会館とそれに隣接する美原保健センター付近に「乗合タクシー」の停留所を新設すること。

かつて美原区（旧美原町）の地域には、2000年から2013年の廃止までの期間、コミュニティバスとして美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」が1日5便走行していました。コースは4コース、停留所は42カ所ありました。その特徴は、すべてのコースが美原総合福祉会館（老人福祉センター）、美原保健センター、美原図書館、美原区役所を起終点としており、住民の健康、福祉、行政サービスを得る権利の保障に貢献するものでした。

しかし、美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」が「路線バスとの重複が多く、また、利用状況が低調である」（堺市ホームページ）との理由から堺市の他の行政区にあった「ふれあいバス」と同一とみなされ、廃止されました。廃止に伴い、新たに「乗合タクシー」が新設されましたが、コミュニティバスとしての大きな要素である公共施設との連携という面で、極めて不十分なものになってしまいました。これでは美原区住民、とくに交通弱者である公共交通空白地域の住民、高齢者、障がい者、妊婦などを公共施設から遠ざける結果となり、美原区

民の健康、福祉、行政サービスを得る権利、交通権が侵されていると言っても過言ではありません。

私たちは、他の区と比べて鉄道もなく著しく公共交通の便が悪いと言われている美原区にとって、美原区の実情に沿ったもっときめ細かなコミュニティバスの運行を願うものです。その実現前の当面の改善策として、美原総合福祉会館（老人福祉センター）とそれに隣接する美原保健センター付近に「乗合タクシー」の停留所を新設することを切に願うものです。

2. 「乗合タクシー」の予約時間が現在「2時間前」になっているが、「1時間前」に短縮すること。

かつての美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」は、予約することなく乗車することができました。そのため煩わしい手続きもなく、決められた時刻に乗ることができました。しかし、乗合タクシーになってからは煩わしい予約制度があり以前と比べての不便さは否めません。当面、予約時間の短縮を要求します。

3. 「乗合タクシー」の乗車の時刻表を地域の必要性に合わせて「2時間おき」から「1時間おき」などに短縮すること。

かつての美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」は、1日5便走行していました。コースは4コース、停留所は42カ所ありました。そのため、時刻表は住民の生活実態に即してきめ細かに作成されていました。特にすべてのコースが美原総合福祉会館（老人福祉センター）、美原保健センター、美原図書館、美原区役所を起終点としており、それらの公共施設での多様な行事や企画、会議など住民の社会参加に貢献していました。それは住民の健康、福祉、行政サービスを得る権利の保障に貢献するものでした。

しかし、「乗合タクシー」となってからは、時刻表はあるものの住民の生活実態と要求、特に公共施設利用については無視され、とても不便です。

せめて、乗合タクシーの時刻表を美原区の実情に合わせて改善することを要求します。それが不可能ならば、公共施設を利用しやすいような複数のコースをつくることを要求します。

4. 美原区の青南台地域から美原区役所への交通の改善を行うこと。

2014年に開催の第3回堺市地域公共交通会議で公表された「公共交通空白地域の特性と新たな運行形態による対応の必要性」という文書には、「空白地域の場所」として「美原区菅生、青南台」が紹介されています。それによれば、（人口は約1,500人が居住している）が「大部分が公共交通利用圏域から離れている」と表記されています。また、「総括」の項においては「人口は比較的多く、大部分は公共交通利用圏域から離れており、また、一部の地域では比較的傾斜が大きい⇒対応が必要な地域」と表記されています。

以上の記述でも明らかなように菅生、青南台の地域は、「公共交通利用圏域から離れた」「公共交通空白地域」であることは明らかです。問題の解決は急務です。

しかし、今日に至るまで、この問題は解決されず、美原公共施設循環バス「みはらふれあい号」の廃止により状況は深刻化しています。

私たち堺美原支部は、今年2月、その公共交通空白地域に居住する住民、年金生活者、高齢者の訴えを受け止め、近鉄バスに実際に乗車するなどして公共交通の実態を調査しました。その結果、以下のような点が明らかになりました。

- (1) 青南台地域の住民にとって、近鉄バス「木材団地」のみが美原区役所への唯一の公共交通バスの停留所です。
- (2) 青南台1・2丁目地域(430世帯1,172人\*2010年10月1日現在)から近鉄バス「木材団地」停留所までは、309号線の道路を渡り、徒歩10分以上かかり不便さを感じます。
- (3) 近鉄バス「木材団地」から近鉄バス「美原区役所前」まで乗り換えなしで行く時刻表と路線図が表示されていますが、平日1便(41系統松原駅行き21時8分発)土曜1便(同、20時58分発)日曜2便(同、19時43分発、20時28分発)のみです。これでは夜に美原区役所に着くこととなります。
- (4) その他の路線で、近鉄バス「木材団地」から近鉄バス「美原区役所前(ロータリー)」や「美原区役所前」まで行くためには、近鉄バス「平尾西」で1回乗り換えしなくてはならない。しかも、その「平尾西」経由は、平日で2便(8時12分と15時29分)土曜日2便(8時16分と12時49分)日曜1便(8時15分)しかない。他は、「平尾」「平尾西」で2回乗り換えする方法しかない。そのため直行のバスならば乗車9分のところが25分~1時間前後かかることとなります。
- (5) 「平尾」「平尾西」での乗り換え場所での長い待ち時間は、高齢者、障がい者、妊婦、幼い子どもにとって大きな負担となっています。
- (6) 停留所での待ち時間が長いため、それを苦にして平尾から区役所まで徒歩で行く乗客が存在します。しかし、目的地までの道路は歩道が確立しておらず自動車がひんぱんに歩行者すれすれに通過して極めて危険です。
- (7) 美原区役所から帰宅するための近鉄バス「木材団地」の停留所までのバス路線も確立していません。
- (8) バス時刻表を精査して、美原区役所や美原福祉会館、老人福祉センターでの日々の企画、行事の開催時刻に到着することができるかを調査したが、いずれも到着時刻はそれらの開催時刻とは大きく隔たっています。
- (9) 「乗合タクシー」はどうでしょうか？

「左回り」は区役所へは20分乗車で可能ですが、10時や14時、18時などの区役所でのイベントに参加しようとする間に合わなかったり、区役所で長時間待たなければならなくなります。

「右回り」では、美原区役所前までは乗り換えなしに行くことはできません。

発表されている時刻表によれば、北野田駅で乗り換えし、大きく迂回して主要な公共施設に到達することになります。コースの再検討が必要です。

ちなみに、かつての「みはらふれあい号」では菅生、青南台地域住民の主要な公共施設への利用方法がありました。

以上の諸点を総括して述べますと、現在、菅生、青南台地域住民の人権としての重要な要素である交通権が侵害されていることが明白です。

平成 25 (2013) 年に国会で成立した「交通政策基本法」を持ち出すまでもなく、菅生、青南台地域を「公共交通空白地域」から脱却させることは急務です。また、美原区の他の「公共交通空白地域」の実態とそこの住民の声に耳を傾け、その解決を合わせて要求します。

5. 「美原区民まつり」などに、美原の各地から参加できるようにバスを出すこと。

当面、美原区役所（美原文化会館「アルテベル」）総合福祉会館（美原老人福祉センター）で開催される「美原区民まつり」など大きな行事に臨時バスを運行するなど、美原区住民とりわけ公共交通空白地域の住民が安心して参加できるような対策を要求します。

受理年月日 平成 29 年 2 月 9 日



## 近畿大学医学部堺病院について

陳情者 堺市南区

庭代台校区自治連合会

会長 木村 信行 他 1,380 名

近畿大学医学部堺病院の診療機能の存続を要望します。

### 陳情の内容

近畿大学堺病院は、内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科などの診療科目のある地域住民にとってなくてはならない「総合病院」です。高齢化が進んでいる庭代台（南区全体も同様）の住民にとって安心してかけられる大切な病院で、頼りにし、大きなよりどころとなっています。ところが「泉ヶ丘に近畿大学医学部・附属病院の移転計画と関連してこの大事な近畿大学堺病院を「閉院」にするとのことで、泉ヶ丘への移転よりも先に既に診療科目をどんどん減らし、縮小しています。

こうしたもとで庭代台自治連合会では、国立病院から引き継いだ「総合病院」として地域医療の拠点である近畿大学堺病院を閉院にしないで、診療機能を何とか存続することを求めて緊急に署名（1,381 人分）を行いました。

議会でも住民の切実な要望が今後に活かされるよう納得できる回答をいただくようお願いいたします。

受理年月日 平成 29 年 2 月 13 日





## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

堰 口 良 太

超過密が続く百舌鳥小学校のびのびルームにおける来年度以降の対策について

### 陳情の内容

前回の陳情でもお伝えしたように、過密による子ども達の活動の危険度、精神状態の不安定さ、子どもたちを支える指導員の方々の負担は限界に達しています。子どもたちが共用教室に行きたがらない状況や怪我・ケンカが多発などは前回陳情時から改善するどころか悪化しています。それに伴う指導員の負担も目に見えて大きくなってきており、その日その日の対応に追われ、本来指導員の方々がそれぞれめざしておられる支援が出来ず、子どもに対して申し訳ないと悩んでおられる方が大勢います。

子どもたちに取り返しのつかない事故が起こる前に、また現場で必死に取り組み、子どもたちを支えてくださっている指導員の方々が報われるように以下の内容の実現を要望します。

### <陳情事項>

1. 今年度の過密状況をしっかりと踏まえ、児童一人当たり 1.65㎡を確保するよう共用教室を確保すること。また、その共用教室はこれまでのように上辺だけの形式的な条例遵守ではなく、専用教室と一体的に運用でき実質的に条例の最低基準を守れるよう、専用教室から近い教室を確保すること。

来年度の利用申し込みは超過密状況であった今年度よりもさらに多い 180 名程度と聞いています。面積基準の基礎となる利用者数は希望率を乗じて 160 名とのことですが、申込者数としては今年度より多く、実態としては今年度よりさらに過密が進みます。来年度も今年度と同じように共用教室が専用教室と対角線上にあるなどの理由により使用できない状況では、テレビで報道され、市長から条例違反解消宣言があったあの時からほとんど改善していないことにな

ります。あれだけの問題になったにも関わらず、小手先の対応だけで遅々として進まない現状に失望を感じざるを得ません。これがあの時おっしゃっていた「子育てのまち堺」の実態でしょうか。上辺だけではない、実態を伴った対応をしてください。また学校側との協議について、結果だけではなく、内容・進捗についてもお教えてください。

2. 支援の単位ごとに運営の責任者を置き、各支援の単位ごと（＝教室ごと）に独立した運営を行うこと。

支援の単位について条例（＝省令）第10条4項には「支援の単位は…（中略）…その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とあり、運営指針第4章2(2)には「子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりを持って共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする」とされています。さらに条例第10条5項には「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たるものでなければならない」とされています。つまり、条例及び運営指針は40人以下のまとまりに対し、その集団を責任を持って担当する指導員を配置するよう求めています。また、1.65㎡という面積基準から一般的な一教室あたりの定員は40人となることを併せて考えると、学校のクラス分けと同じように、「一教室一支援の単位」として、その単位に対して専ら支援を提供する指導員が配置されなければなりません。しかしながら、現状では利用者約170人が約80人ずつ2つの専用教室に割り振られ、その2教室に対して約10人の指導員がまとめて支援するという形になっています。国庫補助金の補助基準においては、現状の形で問題はないとのことですが、条例には違反しています。国庫補助金の補助基準はあくまでも国と地方自治体間の財務上の規定にすぎませんが、条例は堺市と市民の関係を規定するものです。また運営指針は厚生労働省が理想を掲げ、事業の方向性を示したものであり、厳密な意味での法的拘束力はないかもしれませんが、条例には当然に法的拘束力があります。「一教室一支援の単位」となっていれば、専用教室と共用教室の場所が多少離れていても、現在のような問題は発生しません。「一教室一支援の単位」が実現できるよう堺市は共用教室内の子ども用ロッカー等の整備を行うことをはじめ、学校と協議し共用教室を専用的に使用できるようにしてください。また、プロポーザルで選定された事業者に対し各支援の単位ごとに独立した運営ができるよう支援の単位ごとに准主任等の責任者を設置するなど適切な人員配置を行い、条例遵守の運営を行うよう指導してください。

3. 新校舎建設に当たっては設計段階から保護者や事業者と協議の場を定期的に設け、その意見を十分に聞き、反映すること。

私たちはこれまで一貫して校舎内の共用教室ではなく、専用教室の増築・別棟の建設を要望

してきました。しかし、これまでそれが出来ない合理的で説得力のある理由が説明されることもなく、新校舎の建設で対応するの一点張りで現在に至っています。前回の陳情で示したように、新校舎の建設予定があるから専用教室の増築等はないというのは理由になっていません。私たちが示した考え方に対しても、それが出来ない理由は示されていません。この陳情制度の趣旨は一体何なのでしょう。議会から「善処方要望」していただいた件について、誠意ある回答を求めます。

また、来年度予算案には百舌鳥小学校の新校舎建設にかかる設計費用が計上されていると聞いています。その設計においては当然のびのびルームの教室確保についても検討されると思います。その過程において、行政側のみで一方的に検討・決定するのではなく、保護者・事業者を含めた三者で定期的に協議の場を設け、保護者の意見や現場の声を十分に聞き、それを設計に反映させてください。新年度が始まった段階で、一年間のスケジュールを協議していただくようお願いします。

受理年月日 平成 29 年 2 月 13 日



## 放課後施策について

陳 情 者 堺市北区  
堺学童保育連絡協議会  
会長 馬 場 光 義

### 陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。堺市の学童保育事業では利用登録数が年々増加し、学童保育事業がますます子育て世代に必要とされていることが分かります。

昨年9月議会において、のびのびルームの運営事業者の選定方法を変える補正予算が可決成立しました。以後、事業者選定が進み、次年度より株式会社CLCが参入することとなりました。

のびのびルーム利用者は、運営事業者が変わることによって、指導員や子ども達の放課後生活の環境の変化に対して不安を抱えています。また、指導員においては、3年毎に運営事業者が変わることで「放課後児童クラブ運営指針」に示された長期的に安定・継続した雇用が守られるのか、学童保育事業の質が向上するのか、営利追求が求められる株式会社の参入により、賃金の低下や子ども達の教材費の圧縮で学童保育の質が低下しないか等、多くの不安を抱えています。

また、次年度の学童保育事業に対し利用希望者が8,000人をはるかに超えています。すべての児童が公平に市の事業が受けられるよう保育スペースの確保、保育環境の充実、事業の発展が堺市の急務であります。

また、運営事業者との3年間の契約は、年々低予算化が進んでいます。これは継続的に安定した保育を提供するうえで大きな障害となっています。これでは保育の質が下がり、児童福祉としての目的からかけ離れたものになってしまいます。

堺市が標榜する「子育てのまち堺」を実現し、子ども達の放課後の生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働くことを願い、以下のことを陳情します。

### <陳情事項>

1. 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育て

- のまち堺」を実現するために、堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充してください。
2. のびのびルームに入所を希望するすべての子どもを、面積基準である児童一人当たり 1.65㎡以上の施設確保を遵守した上で受け入れてください。
  3. 支援の単位毎に、子ども達の健やかな放課後生活の場として、専用の施設（教室）を確保してください。
  4. のびのびルームは、1校区に常勤の責任者として1人の主任指導員を配置し、利用児童数に応じた人数の指導員を配置するのではなく、支援の単位毎に常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位毎に運営してください。
  5. 指導員の処遇改善に国の予算（キャリアアップ処遇改善事業）を確保し、放課後児童支援員を長期的に安定して雇用するために、支援員の処遇を充実させてください。
  6. 利用者任せではなく、堺市が責任を持って運営事業者に対し事業収支決算を含めた情報の提出を義務付け、利用者に明確化してください。
  7. のびのびルームが抱える様々な課題に対して不安を感じる保護者・指導員の求めに応じて説明責任を果たし、不安の解消をしてください。
  8. のびのびルームは、子どもとの安定的、継続的なかわりが重要です。安直に、堺市だけでは限界として民間の力を利用するのではなく、堺市が責任を持って直接運営をしてください。

受理年月日 平成 29 年 2 月 13 日

平成29年第1回市議会(定例会)陳情書綴

---

平成29年3月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

---

堺市行政資料番号  
1-B2-16-0050

